

証券不祥事と 法規制

第8回 営業特金と損失補填

大阪経済大学教授 | 小谷 融

大蔵省は、1989年11月に大和証券の損失補填問題が発覚したことを契機として、同年12月に通達を発出し、損失補填を厳に慎むよう求めるとともに、損失補填の温床となりやすい営業特金について、原則として投資顧問付特金へ移行するよう指導を行いました。

しかし、通達発出後の1991年6月に、野村証券および日興証券が大口顧客の株売買による損失を補填していたとの新聞報道がなされました。また、これと同時期の1991年5月には、野村証券と日興証券の金融子会社が暴力団幹部に資金融資を行っていたことも新聞報道により発覚していました。これが日本中を騒がすような事態となった、いわゆる証券不祥事に発展していきます。大蔵省の調査などから、損失補填が証券業界全般に幅広く蔓延していることが次第に明らかになっていきました。

今回は、1991年の一連の証券不祥事を概観し、その再発防止策として実施されることとなった損失補填等の禁止、証券取引等監視委員会の設置、株式等委託手数料の自由化、証券会社の免許制から登録制への移行について見ていきます。

1 取引一任勘定

証券会社による顧客に対する損失補填は、両者で交わされた取引一任勘定取引に起因しています。取引一任勘定とはどのようなものなのか、大蔵省では当時それをどのように規制していたのかを検証していきます。

(1) 1991年改正前証券取引法第127条

取引一任勘定取引（売買一任勘定取引）とは、顧客の計算において、証券会社またはその役職員に売買の別、銘柄、数量、価格の決定を一任する売買取引のことです。この種の取引は、一任された証券会社等が顧客の利益になるよう行動すれば有用な制度ですが、時として一任された証券会社等が手数料稼ぎのため、権限を乱用する危険性も多分にあります。

そのため、1991年改正前証券取引法第127条（自己計算・取引一任勘定および過当投機の制限）では、「大蔵大臣は、会員が自己の計

算において若しくは顧客から有価証券の売買取引について売買の別、銘柄、数及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引を制限し、又は会員のなす過当な数量の売買取引であって有価証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認める事項を大蔵省令で定めることができる。」とされていました。すなわち、本条は、大蔵大臣は証券会社の自己計算もしくは取引一任勘定の売買取引または過当投機を大蔵省令で制限しようとするものでした。

本条を受け、「有価証券の売買一任勘定に関する規則」（1948年7月24日証券取引委員会規則第15号）が制定され¹、次のことが定められていました。

① 証券取引所の会員は、顧客から有価証券の売買取引についての売買の別、銘柄、数および価格の決定を一任されている勘定において、その勘定についての委任の本旨またはその勘定の金額に照らし過当と認めら